

国立大学法人弘前大学と東通村との連携協力に関する協定書

国立大学法人弘前大学（以下「甲」という。）と東通村（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携協力する。

- （1）地域産業の振興に関する事
 - （2）地域文化の振興に関する事
 - （3）健康・医療・福祉に関する事
 - （4）人材育成に関する事
 - （5）コミュニティ活動やまちづくりに関する事
 - （6）学校教育・社会教育に関する事
 - （7）地方創生に関する事
 - （8）その他前条の目的を達成するために必要と認める事項
- 2 前項各分野において連携・協力を推進するにあたり、その方策等については、必要に応じて別途定める。

（秘密保持）

第3条 本協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定書の期限等）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までにいずれからも別段の申し出がないときは、本協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。

2 協定期間中にいずれかより解消の申し出があった場合、両者協議の上、文書による合意が成立した時に終了する。

（その他）

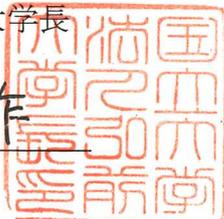
第5条 本協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年 7月21日

甲 国立大学法人弘前大学長

福田真作



乙 東通村長

越善靖夫

